

埼玉学園大学・川口短期大学 機関リポジトリ

To Protect a Child from Violence

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2020-09-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 杉山, 雅宏 メールアドレス: 所属:
URL	https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/1299

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



暴力から子どもを守るために

To Protect a Child from Violence

杉山 雅宏

SUGIYAMA Masahiro

I. はじめに

いじめの認知件数は全国の小中高と特別支援学校で52万6,224件（2018年度）とされている。そのうちからかいや悪口が62.7%、遊ぶふりをし叩く、蹴るが21.4%、いじめ対策基本法で定める「重大事態」は400件、そのうち、生命や身体などに重大な被害が生じた疑いがあるのは164件とされている。同年度に自殺した子ども244人のうちいじめ問題を抱えていたのは10人とされている。しかし、いじめの残虐さ、いじめに遭っていた児童の中にはいじめを受けていたことを公表しない児童が少なくないことから、大いに疑問がある（文部科学省、2019）。

いじめ防止対策推進法では、学校から警察に対して犯罪にあたるいじめは警察に通報されることになっているが、いじめのうち警察等と連携された案件はわずか870件（0.3%）にすぎず、ほとんど学校内で処理されている現状である。

いじめと重なることが多い学校内での暴力行為の発生件数は63,325件で、生徒間の暴力は40,297件とされている（対教師暴力は8,597件）。加害児童生徒数は60,028人で、そのうち学校が何らかの措置をとった児童生徒数は5,098人、警察、家庭裁判所、児童相談所等の関係機関により何らかの措置が取られた児童生徒は2,125人、うち警察補導は761人とされている（文部科学省、2019）。ちなみに、警察の統計によると、20歳未満の少年が被害者になった犯罪のうち、傷害が3,152件、暴行は3,972件となっている。暴力行為についても警察が対応するものはごく一部である（警視庁、2019）。

いじめや暴力行為による被害は膨大な数に上る

が、学校が適切に対応すれば被害児童生徒を救うことができたはずの事案が少なくない。しかし、学校がいじめに気づかない、あるいは被害児童がいじめを訴えても校内で情報共有せず、被害児童生徒をみすみす救うことができる機会を失し、最悪自殺に至らしめるなどの事例も少なくないという現状から目を背けてはならない。

2010年以降の主ないじめ自殺事件は次のとおりである。最近は、ネット上でのいじめによる自殺事件が目立っている。

- ・2010年6月 群馬県桐生市小学校6年生女子児童いじめ自殺事件
- ・2010年11月 大津市中学校2年生男子生徒いじめ自殺事件
- ・2012年6月 静岡県浜松市中学校2年生男子生徒いじめ自殺事件
- ・2012年9月 兵庫県川西市高校2年生男子生徒いじめ自殺事件
- ・2015年7月 岩手県矢巾町中学校2年男子生徒いじめ自殺事件
- ・2016年4月 北九州市高校2年生女子生徒LINEいじめによる自殺事件
- ・2016年8月 青森市中学校2年生女子生徒いじめ自殺事件
- ・2017年2月 新潟県新発田市中学校2年生男子生徒いじめ自殺事件
- ・2017年4月 仙台市中学2年生男子生徒飛び降り自殺事件
- ・2018年4月 埼玉県高校2年生女子生徒ネットいじめ自殺事件
- ・2018年6月 新潟県高校2年生男子生徒SNSによるいじめ自殺事件
- ・2018年8月 八王子市中学2年生男子生徒

部活でのいじめ自殺事件

・2019年2月 群馬県前橋市高校2年生女子生徒ネット上でのいじめによる自殺事件

Ⅱ. いじめ自殺対応に関する問題点

いじめがきっかけで自殺に発展したいくつかの事件を振り返りながら学校側の対応の問題点を考えていく。

なお、本稿で紹介する事件の詳細は、向笠(2019)、福田(2019)、加茂川(2019)、藤平(2018)をそれぞれ参照されたい。

【事件1】

2017年2月、新潟県新発田市の公立中学校の中学2年生の男子生徒はいじめを担任に訴えていたが、担任はその情報を学校内で共有しないまま、男子生徒は自殺した。その後の調査により、他の教師は、男子生徒が加害生徒数人からあだなで呼ばれ追いかけられているのを見たが、いじめという情報が共有されていなかったため、鬼ごっこをしていると思ったという。

【事件2】

2017年2月、神戸市の私立高校の女子生徒がいじめで飛び降り自殺を図った事案では、校内で情報が共有されていなかった。兵庫県の井戸知事は「(学校側が)自分たちだけで解決しようとしてしまうのが一番の問題点。かえっていじめをこじらせ悲惨な結果に結びついてしまいがちだ」と語ったと報じられている(神戸新聞, 2017年11月28日)。

【事件3】 川崎市 上村遼太君殺害事件

2015年2月、川崎市で中学1年生の上村遼太君が交友のあった非行少年3人に殺害された。上村君は1ヵ月も不登校で、深夜徘徊し、非行少年グループから暴力を受けていたことが周りに知られ、担任教師は上村君の母親に30回以上電話で連絡をしていたが、上村君には会えないままであった。学校は警察に全く連絡していなかった。

上記で紹介した【事件1】から【事件3】は、暴力行為や明らかに犯罪である殴る、蹴るなどの暴力行為を伴ういじめについても、学校はほとんど警察に通報せず、学校だけで対処しようとした結果、生徒が自殺してしまったという最悪の結果を招いている。校内事情もあるだろうから断言はできないが、学校はいじめや暴力行為について案

件を抱え込み、警察等他機関と連携をしようとせず、被害児童生徒はいつまでも救われないという批判を受けることもありうるだろう。

Ⅲ. 虐待への対応に関する問題点

児童生徒が親から虐待を受けていることに気づいていたにもかかわらず、児童相談所や警察に通報しなかったため、虐待死や自殺にいたらしめた事件も見受けられる。

【事件5】 東京都西東京市 中学校2年生男子生徒自殺強要事件

2014年7月、東京都西東京市中学2年生の男子生徒が継父から日常的に殴られたうえ、「24時間以内に自殺しろ」と自殺を強要され自殺した。中学校の担任教師は男子生徒の顔のあざに2回気づき、継父からの暴力によるものと認識していたが、教育委員会、児童相談所、警察のいずれにも通報せず、男子生徒は不登校になっていたが安否確認もしなかった。

【事件6】 大阪市西淀川区 聖香ちゃん虐待死事件

2009年4月、小学校4年生であった聖香ちゃんが母親の同居人の男から暴行を受け、衰弱死させられた事件。同年1月に担任教師が頬のあざを発見し、学校は虐待の可能性があることを認識していたが、「先入観をもたずに指導する」として「見守り」を行うことを決定した。担任教師が家庭訪問を申し出るも、同居男性から訪問、接触を断られている。3月23日、近隣住民がDVではないかと110番通報し、警察官が家庭訪問をするが、母親がただの喧嘩と釈明したため、注意のみで引きあげてしまった。その数日後に聖香ちゃんは殺害された。

【事件7】 名古屋市名東区 中学2年生昌己君虐待死事件

2011年10月、名古屋市名東区の自宅で中学校2年の昌己君が、母親と交際し自宅に頻繁に出入りしていた男から長期間暴行を受け死亡した事件。昌己君に対しては育児放棄などにより複数回児童相談所に通報があり、過去には一時保護も実施していた。殺害される4ヵ月前から昌己君は顔に殴られた跡があり、学校等から児童相談所に通報が5回もあったが、児童相談所は家庭訪問を繰り返すのみで警察への通報も一時保護もせず、最

終の家庭訪問から8日後に昌己君は殺害された。

【事件8】 大阪府岸和田市 中学生、監禁、餓死寸前事件

2004年1月、大阪府岸和田市で当時15歳の中学生の男子が、父親と同居の女性から食事を与えられず餓死寸前で救出されたが、重度の知的障害、身体障害が残った事件。中学校を2002年10月から不登校になったことから、担任教師が家庭訪問をしたが、父親らから面会を拒否された。児童相談所も2回相談したが、児童相談所は何の対応もとらなかった。

同居する親が会わせようとしないう状況が1年以上も続いているのに、学校はただ家庭訪問を繰り返すのみで、児童相談所に至っては、何もせずに警察に連絡しなかった。

【事件9】 大阪市西淀川区 翼ちゃん虐待死事件

2011年8月、小学校2年生の翼ちゃんが自宅で母と義父により暴行を受け虐待死させられた事件。翼ちゃんは児童養護施設に入所していたが、3月に退所し親と同居していた。遺体はやせ細り、体に多くの傷やあざ、やけどの痕が残っていた。6月に学校から児童相談所に虐待通告がなされ、児童相談所は家庭訪問を1回したのみで、「緊急性は低い」として、学校と区役所に見守りを任せ、警察への連絡はしなかった。

教師集団は責任感も強く、熱心であるがために誤解されてしまう可能性もある。**【事件5】**は、児童生徒が親から虐待を受けていることに気づいていたにもかかわらず、学校が児童相談所に通報せず、虐待死や自殺に至らしてしまっ**【事件6】**は、学校が虐待に気づきながら、親との関係に過剰に配慮し児童相談所にも警察にも通報せず、虐待死に至らしてしまっ**【事件7】**は、学校が児童相談所に3回通報したが、家庭裁判所は家庭訪問を繰り返すのみで警察への通報も一時保護もせず虐待死に至らした。

学校が虐待に気づき児童相談所に通報したケースでも、その後児童相談所の不適切な対応と学校が児童相談所に任せきりとしたため児童生徒が虐待死に至った事件も少なくない(有本・田高, 2014)。学校が虐待に気づきながら通報しないことはもとより論外であるが、児童相談所に通報したからといって学校は義務を果たしたわけではな

い。児童相談所への通告件数も急増している現状を考慮すると、児童相談所に相談しても案件を抱え込むだけで、子どもの安全を図ることができない場合もあることを認識する必要性を痛感する。

IV. 誤解されてしまう学校の対応

事件を振り返る限り、いじめや暴力事案で明らかに犯罪となるケースでも「教育的配慮」あるいは「学校のことは極力学校内で解決すべき」などという、一見学校が責任をもって対応する覚悟があるがごとき熱意で案件を抱え込み、警察に通報しないことがある、と誤解されてしまう可能性がある。本当にそのような覚悟のもと、責任ある対応で多くの被害児童生徒が救われていればよいのだが、残念ながら、学校だけでは解決できず、自殺に追い込まれるなど被害児童生徒を救うことができない事態がなくなる。このままでは、学校の本音は、他機関(警察)の関与はできる限り避け、案件を抱え込み内輪だけで対応したい、という思惑ではないかと思われてしまう可能性もある。問題を何とか解決しよう、子どもの命を守ろうと奮闘する教師集団の思いは伝わらない。逆に、責任を負うと云って案件を抱え込み、多くの被害児童生徒を救うことができない、全く責任をとれていないと非難されてしまう。

殴る、蹴る、脅すなどのいじめは立派な犯罪であり、学校以外の社会であれば警察に届けられるものであっても、学校内で起きたことを理由に学校は警察に届け出ることにはない。そして、加害者は学校からほとんど咎めも受けず、被害者は泣き寝入りを強いられることもありうる。こうした学校の対応について「いじめの根本的な解決のできるのは学校。解決を警察等に委ねることは慎重に」と擁護する意見もある(三坂・田中ら, 2007)。しかし、学校が案件を抱え込むから問題がこじれいじめ解決ができず、その結果、児童生徒の自殺が減らないという見方をされてしまう可能性がある。現在のいじめの多発と残虐化の主たる原因は、学校が他機関に関与させず、内部だけで処理すること、殴る、蹴る、恐喝するなどして警察に捕まらないことが子どもたちに知れ渡っていることにある(増田, 2018)とも考えられてしまう。そうした現実を目を向けず、今まで通り学校だけに解決を委ねることを妥当だとするなら

ば、今以上に多くの子どもたちがいじめ被害に苦しめられることになることが懸念される。

児童生徒を暴力やいじめから守る活動は、学校だけで取り組むべきものであるはずがなく、地域社会や警察を含めた関係機関と連携して取り組むことが不可欠である。学校内のことは学校の専権であるという意識が強くなると、他機関との連携を嫌い閉鎖体質となってしまう。

文部科学省は、「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について」という通達を2013年11月に発出している。そこでは、「いじめの問題については、学校において、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという姿勢を明示するとともに、いじめる児童生徒に対しては、社会で許されない行為は学校の中でも許されないことであり、自身が行ったいじめについては適切に責任を取る必要があることを指導するとともに、このことの教育的意義に保護者にも説明して正しく理解していただくことが重要。

1. いじめ事案の中でも、特に、いじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報することが必要であること。
2. このような学校内における犯罪行為に対して、教職員が毅然と適切な対応をしていくためには、学校や教育委員会においては、学校内で犯罪行為として取り扱われると認められる行為があった場合の対応について、日頃から保護者に周知を図り、理解を得ておくことが重要であること」との方針を打ち出している。

そして、学校と警察との間で設置されている「学校警察連絡協議会」で学校から警察への報告又は協議の対象となる事案は、多くの学校で、①犯罪行為又は不良行為を行った事案、②非行集団に加入・勧誘されている事案、③犯罪被害に遭うおそれのある事案、④いじめ・虐待を受けている事案、とされている。この制度の運用を東京都でみると、警察から学校への情報提供件数は、2013年は3,375件、2014年は1,590件、2015年は770件に上るのに対して、学校から警察へはそれぞれ90件、44件、30件にとどまっている（文部科学省、2015）。

実際には学校から警察への情報提供が必要な案

件はもっとあると思う。学校現場では、文科省の方針と異なり、他機関（特に警察）の関与を嫌い、案件を抱え込んでしまう傾向があるのだろうか。

V. 今後の対策として

1. 警察を含めた関係機関との連携を強化する

【事例3】の上村君殺害事件では、上村君は1ヵ月以上も不登校で、深夜徘徊をし、非行少年グループから暴力を受けていることが周囲に知られていた。担任の女性教師は30回以上にわたって、上村君の自宅訪問し、母親への電話などもしていたが、上村君には会えないまま、学校は警察に通報しなかった。しかし、警察と情報を共有していれば助けることができた可能性が高かった。実は、上村君が殺害される9日前に上村君を殺害した加害少年との間でトラブルがあり、110番通報を受けた警察官は加害少年と接触し、上村君とも電話で話をしていた。しかし、学校から警察に対して上村君に関する情報が提供されていなかったため、警察官は通常の喧嘩として、その場で仲裁してそのままにしてしまった。もし、上村君の情報が学校と警察とで共有され、深刻な事案であると警察が認識することができれば、上村君や加害少年を含む非行少年グループに補導その他の適切な措置を講じることにより、上村君が殺害されることを防止することができた可能性は高くなる。

「教育的配慮」あるいは「学校内のことは学校内で解決すべき」という名目で、犯罪に当たることが明らかないじめや暴力行為を警察に通報せず、案件を抱え込み、被害児童を救うことなく被害に遭させ続けてしまうのでは、という批判をする人もいるはずである。連携をためらうことなく、こうした排他的体質と批判されないためにも、子どもの命を守ることを第一義的な課題として、警察等との連携へのためらいを改めていかななくてはならないだろう。

学校と非行少年とのかかわりなどは学校だけで対応できる問題ではないことは当然であるが、学校内の暴力行為や悪質ないじめについても、学校が抱え込むことなく、警察等関係機関と情報共有の上、連携して対応することが何よりも必要である。これは虐待案件についても同様である。

虐待については、高知県での取り組みがきっかけで、警察との情報の共有が全国的に広がりつつ

ある。高知県では、毎年、教育委員会、警察本部、高知市と連携のための会議を開き、県市双方が前月に把握した虐待案件について、その内容を記載した資料を配布して説明し、情報共有を実現している。これにより、教育委員会、警察、高知市は虐待案件を把握し、連携して、あるいはそれぞれの立場での確に対応ができることになっている。

高知県のこの取り組みは、2008年2月に南国市で小学校5年生男子児童が同居男性に殺害された事件において、児童相談所をはじめ多くの機関がかかわりながら子どもの命を救えなかったことを教訓に開始された。高知県では、救えるはずの命を救うことができなかった事件を教訓に再発防止策を講じることにした。これ以降、都道府県・政令指定都市レベルでの児童相談所と警察等関係機関の情報共有と連携が進んでいる。主なものを以下に記す。

2017年4月：埼玉県議会で議論され、埼玉県としては2018年8月全件共有が実現した。しかし、さいたま市では実現していない。

2017年10月：茨城県では、県警と県庁で協議が進められ、2018年1月から全権共有が実現した。

2017年12月：岡山県・岡山市では、すでに児童相談所の担当案件については警察と情報が共有され、その他の案件については市町村の要対協実務者会議で情報共有されている。

2018年6月：県庁と県警で協議が進められ、2018年9月から全件共有が実現した。

アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス郡のトレランス市では、警察は日本の児童相談所にあたるDCFS (Department of Children and Family Services) とともに一般住民からの通報の窓口であり、警察とDCFSとの連携は密でこの関係はジョイントコンタクトと呼ばれている。情報共有は密であり、虐待が疑われる場合の報告書は互いに渡しあい、同じものが双方の機関に保管される。このことを、クロスレポートと呼んでいる。調査されたレポートは州の情報システムであるチャイルド・アビューズ・インデックスに登録され、市や郡を超えて共有される(鮎田, 2019)。また、児童が虐待死した場合には刑事責任を追及される場合もある。

イギリスでは、警察も虐待の通告先とされてお

り、犯罪の可能性のあるケースについては、まず警察に通告されることが多く、ただ、ネグレクトが疑われる場合には最初の通告は地方当局になされる可能性が高くなる。いずれにしても、警察に通告された場合には地方当局にも連絡を行い、地方当局に通告があった場合には警察にも連絡を行うというように、虐待の情報は機関相互で共有される。例えば、ロンドンのハリンゲイ地区では、地方当局に、ソーシャルワーカーと警察官と保健師が常駐する部屋を設け、通告などに関する情報を日々共有している。そこには、社会福祉、警察、保健に関する3つのデータベースが設置されているので、必要な情報がすぐに取り出せ、各担当者がそれらのデータの説明を即座に行えるという利点がある。この仕組みを整えたことで、通告を受けた子どもに対するリスクアセスメント、警察と地方当局との共同調査日の決定、保護の決定などが迅速かつ適切に行えるようになった(柑本, 2019)。

2. いじめ・暴力の存在を否定しない

いじめや暴力行為に対しては、被害児童生徒の保護、安全確保が極めて重要である。そのためには、二度と加害者にいじめ・暴力行為をしないように指導することが必要になるが、いじめ・暴力行為の加害児童生徒に対する指導は通常は甚だ困難である。自らのいじめにより被害児童生徒が自殺した場合でさえ、「死んでせいせいした」「別にあいつがおらんでも、何も変わらないもんね」「おれ、のろわれるかもしれない」と言い放つ、通夜の席で、棺桶の中を何度ものぞき込んで笑う、再び他の生徒に暴力を振るうなどといった事案もあり(内藤, 2009)、加害者児童生徒に反省を促す指導をしても効果があがらないことが多いのも事実である。

このような加害者の心理は、殴ろうが、恐喝しようが、自殺を強要しようが、学校内では許される、という歪んだ意識に基づくものと思われる。このような歪んだ意識は、これまで学校が「教育的配慮」ということをあまりにも全面に出しすぎてしまった結果、暴力を容認する、法の適用を排除する、具体的には犯罪である暴力行為について警察に通報せず、加害者に責任をとらせない(結果として被害者を守らないことになる)、という「法の論理」よりも「教育の論理」を優先してし

もう対応に起因するものと考えられる。

そこで、このような守りの姿勢、体質的な問題を少しずつ改めていく必要があると考える。具体的には、暴力行為はもちろん、いじめが犯罪にあたる場合には、軽微なものを除き、ためらうことなく警察に通報し加害児童生徒に「法の論理」に基づく責任をとらせるようにすることも一つの方策ではないだろうか。これは被害児童生徒の安全確保のために必要であるとともに、加害児童生徒の矯正・立ち直りに向けて必要なことでもある。被害児童生徒の安全のためにも、加害児童生徒のためにも、学校において「罪を犯せば法が適用される」、すなわち警察に通報され、被害者は保護され、加害者は責任追及されることを理解させることが必要不可欠なのである。加害児童生徒にとっても立ち直ることができる機会を与えられることになる。

重要なことは、いじめや暴力行為がなかったかのような対応は決してとってはならないということである。加害児童生徒には刑事責任を含む応分の責任をとらせることも視野に入れ、被害児童生徒をまずは守る取り組みが必要で、それにより、加害児童生徒も立ち直る機会を与えられ、学校からいじめ・暴力がなくなっていくきっかけづくりになるものと思う。前記、2013年の文部科学省の通達はたいへん意義深いものである。

なお、加害児童生徒が親から虐待を受けているという事案も少なからず見受けられる。このような場合には責任をとらせるのみではなく、学校は警察、児童相談所に通報の上、連携して家庭訪問し、虐待親に指導するなど、さらなる虐待を抑止する取り組みを行う必要がある。

参考・引用文献

- 有本梓・田高悦子 2014 児童虐待に対する保健師の活動内容と課題に関する文献研究 日本地域看護学会誌 17 (2) 日本地域看護学会 45-54
 鮎田実 2019 アメリカ合衆国における児童虐待対策

の再考 白門 71 (839) 中央大学通信教育部 47-55

藤平敦 2018 生徒指導の視点によるいじめ・自殺の防止対策 (特集 子どものいじめ・自殺問題と学校教育) 教育展望 64 (4) 教育調査研究所 21-25

福田ますみ 2019 教育と法 (第124回) 「いじめ自殺事件」の真相を追う 月刊高校教育 52 (8) 学事出版 94-97

加茂川幸夫 2019 これだけは知っておきたい教育法規の話 (第15講) いじめ自殺と相当因果関係: 異例の判断を示した大津地裁判決 月刊プリンシパル 23 (8) 学事出版 38-41

柑本美和 2019 児童虐待と刑事政策 罪と罰 55 (2) 日本刑事政策研究会 5-24

警視庁 2019 警視庁の統計 (警視庁)

増田修治 2018 子どものいじめ・自殺に関する教師・学校の問題点 (特集 子どものいじめ・自殺問題と学校教育) 教育展望 64 (4) 教育調査研究所 11-15

文部科学省 2015 川崎市における事件の検証を踏まえた当面の対応方策 (文部科学省資料)

文部科学省 2019 2018年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査

向笠章子 2019 いじめ自殺への緊急支援 (特集 現代のいじめ問題を多角的に考える) 教育と医学 67 (8) 慶応義塾大学出版会 644-649

三坂彰彦・田中早苗・佐藤香代・角南和子・浦川朋子 2007 Q&A 子どものいじめ対策マニュアル 明石書店 120-128

内藤朝雄 2009 いじめの構造——なぜ人が怪物になるのか—— 講談社現代新書 53-82

警視庁 2019 警視庁の統計 (警視庁)

渋井哲也 2019 再発の抑止効果に限界「いじめ自殺」を防げない 防止対策推進法の抜け穴 (特集 虐待, 保育園事故 悲劇の真相を探る 子どもの命を守る) (病気・事故が襲う) 週間東洋経済 6878 東洋経済新報社 80-81

*本稿は宮城県石巻市で2019年11月に開催された人権研修「児童虐待 子どもの傷と親の傷」における発表原稿の一部に加筆・修正を加えたものである。